

## 相模原市緑区イメージキャラクター「ミウル」の商標使用に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、相模原市緑区イメージキャラクター「ミウル」の商標登録番号第5557145号及び第5558759号に係る商標(以下「本件商標」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (使用申請)

第2条 本件商標を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ「相模原市緑区イメージキャラクターミウル」商標使用承認申請書(第1号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合を除くものとする。

- (1) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が報道目的に使用するとき。
- (2) 相模原市又は緑区魅力づくり事業実行委員会が主体となって実施する事業等で使用するとき。
- (3) 緑区魅力づくり事業実行委員会の構成団体が実施する事業等で使用するとき。
- (4) その他、区長が認めるとき。

2 区長は、申請者が前項の規定による使用申請に要した費用について、一切の責任を負わないものとする。

### (使用承認)

第3条 区長は、前条の規定による申請があった場合はその内容を審査し、使用の承認を決定したときは、申請者に対し「相模原市緑区イメージキャラクターミウル」商標使用承認通知書(第2号様式)を交付するものとし、不承認とする場合には、申請者に対し「相模原市緑区イメージキャラクターミウル」商標使用不承認通知書(第3号様式)を交付するものとする。

2 区長は、前項の規定により本件商標の使用を承認する場合においては、条件を付すことができる。

### (使用承認の期間)

第4条 本件商標の使用許可の期間は、前条第1項または第2項の規定により使用承認を受けた日から1年間とする。ただし、本件商標の使用期間が限定されているときは、当該使用承認の期間を短縮することができる。

2 第3条の規定により使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、前項の期間満了後において、引き続き本件商標を使用しようとする場合は、改めて申請を行い、使用承認を受けなければならない。

### (使用の不承認)

第5条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本件商標の使用を承認しないものとする。

- (1) 本件商標の使用によって、商品の品質若しくは役務の質の誤認又は他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生じさせるおそれがある場合

- ( 2 ) 特定の政治活動、宗教活動に使用しようとする場合
- ( 3 ) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- ( 4 ) 自己のキャラクター、商標又は意匠として使用する場合
- ( 5 ) 市若しくは区の品位を傷つけ、又は本件商標のイメージを損なうおそれのある場合
- ( 6 ) 定められた使用方法によって本件商標が使用されないおそれのある場合
- ( 7 ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものの利益になり、又はなるおそれのある場合
- ( 8 ) 前各号に掲げるほか、区長が本件商標の使用を不相当と認める場合

( 本件商標の適正使用 )

第 6 条 使用者は、本件商標の使用に関して、この要領を遵守するとともに、物品の安全性、本質についても十分な配慮をしなければならない。

2 使用者は、物品に関して、J A S 法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令を遵守しなければならない。

3 区長は、本件商標の使用方法が前条各号のいずれかに該当するおそれが生じるに至ったとき、又は J A S 法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令に違反するおそれがあるときは、使用者に対し是正を求めることができる。なお、是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

( 使用承認の変更 )

第 7 条 使用者は、使用承認を受けた事項に変更が生じるときは、「緑区イメージキャラクターミウル」商標使用承認変更申請書(第 4 号様式)を区長に提出し、改めて変更後の使用承認通知書の交付を受けなければならない。

( 使用承認の取り消し )

第 8 条 区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用承認を取り消すことができるものとし、使用承認の取り消しを決定したときは使用者に対して「相模原市緑区イメージキャラクターミウル」商標使用承認取消通知書(第 5 号様式)を交付するものとする。

( 1 ) 使用者がこの要領に違反したとき。

( 2 ) 使用者が第 3 条第 2 項に基づく使用承認の条件に違反したとき。

( 3 ) 第 5 条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定による承認の取り消しにより、使用者等が損害を受けた場合において、市及び区はその賠償の責を負わない。

( 使用料 )

第 9 条 本件商標の使用は、無料とする。

( 権利設定の禁止 )

第 1 0 条 使用者は、商標法(昭和 3 4 年法律第 1 2 7 号)による商標登録、意匠法(昭和 3 4 年法律第 1 2 5 号)による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録して

はならない。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第11条 使用者は、第2条の規定により使用承認を受けた事項以外の目的に本件商標を使用し、  
またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年5月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

「相模原市緑区イメージキャラクターミウル」商標使用申請書

年 月 日

相模原市緑区長 あて

申請者 所在地 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

次のとおり相模原市緑区イメージキャラクターミウルを使用したいので、申請します。

使用目的		
使用する品物 又は使用形態		
作成又は使用個数 (単位)	( )	
使用方法	使用見本もしくは使用案を添付すること	
使用期日又は期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
特記事項		
担当者連絡先	氏 名	
	電話番号	
	ファクス番号	
	Eメール	

第2号様式（第3条関係）

「相模原市緑区イメージキャラクターミウル」商標使用承認通知書

相模原市指令（緑振興）第 号

（所在地）

（団体名）

（代表者名） 様

年 月 日付で申請のあった相模原市緑区イメージキャラクターミウルの商標使用について、次のとおり承認いたします。

年 月 日

相模原市緑区長 印

使用目的	
使用する品物 又は使用形態	
作成又は使用個数 （単位）	（ ）
使用方法	
使用期日又は期間	年 月 日～ 年 月 日
使用承認の条件	裏面記載の承認条件を遵守すること。
備考	
担当課	緑区役所地域振興課 電話042(775)8801（直通）

緑区イメージキャラクターミウルの商標使用に係る承認条件

- 1 本件商標の使用にあたっては、相模原市緑区イメージキャラクター「ミウル」の商標使用に関する要領の規定に基づくこと。
- 2 本件商標との同一性を損なわないこと。また、本件商標と異なる表示を行う場合には、予め区長と協議を行うこと。
- 3 愛称はカタカナ表記で「ミウル」とすること。
- 4 申請者が本件商標の使用に際して、故意または過失により市に損害を与えた場合、これによって生じた損害について賠償すること。
- 5 本件商標を付した製品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、市は一切責任を負わないものとする。
- 6 本件商標を付する製品等については、法令等で定める製造基準及び表示義務を満たすものであること。

第3号様式（第3条関係）

「相模原市緑区イメージキャラクターミウル」商標使用不承認通知書

相模原市指令（緑振興）第 号

（所在地）

（団体名）

（代表者名） 様

年 月 日付で申請のあった相模原市緑区イメージキャラクターミウルの商標使用について、次のとおり不承認といたします。

年 月 日

相模原市緑区長 印

使用目的	
使用する品物 又は使用形態	
作成又は使用個数 （単位）	（ ）
使用方法	
使用期日又は期間	年 月 日～ 年 月 日
不承認の理由	
備考	
担当課	緑区役所地域振興課 電話042(775)8801（直通）

「相模原市緑区イメージキャラクターミウル」商標使用承認変更申請書

年 月 日

相模原市緑区長 あて

申請者 所在地 \_\_\_\_\_  
団体名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_

次のとおり使用承認を受けた事項について変更したいので、申請します。

承認番号	相模原市指令（緑振興）第 号	
使用目的		
使用する品物 又は使用形態		
変更する事項		
変更の理由		
特記事項		
担当者連絡先	氏 名	
	電話番号	
	ファクス番号	
	Eメール	



第5号様式（第8条関係）

「相模原市緑区イメージキャラクターミウル」商標使用承認取消通知書

相模原市指令（緑振興）第 号

（所在地）

（団体名）

（代表者名） 様

年 月 日付相模原市指令（緑振興）第 号で通知した相模原市緑区イメージキャラクターミウル商標使用承認通知書については、次の理由により使用承認を取り消すこととしましたので通知します。

年 月 日

相模原市緑区長 印

使用目的	
使用する品物 又は使用形態	
作成又は使用個数 （単位）	（ ）
使用方法	
使用期日又は期間	年 月 日～ 年 月 日
取り消しの理由	
備 考	
担 当 課	緑区役所地域振興課 電話042(775)8801（直通）